行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳代の男性、身長169㎝、着衣及び所持品は、イマーションスーツ、やぶ柄様上下作業服、灰色パーカー、青色格子柄襟付きシャツ、黒色Ｔシャツ、紺色スウェット、ブリーフパンツ、紺色靴下、携帯電話

上記の者は、平成26年３月４日午前10時頃、青森県佐井港北防波堤外端所在の佐井港北防波堤灯台から真方位218度1,400m付近海域にて発見されたものである。死後不詳、死因は不明。

身元不明のため、当村で火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は当村役場住民福祉課福祉・健康づくり部門までお申し出下さい。

平成26年３月28日

青森県

佐井村長職務代理者　職員　鹿嶋　年男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・年齢50～60歳位の女性

上記の者は、平成26年１月30日、栃木県宇都宮市陽東３丁目22番20号朝日レジデンス405において、死亡した状態で発見されました。検死の結果、死亡原因は急性冠不全症候群であり、死亡日時は平成26年１月中旬頃。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市無縁故者納骨堂に安置してあります。お心当たりの方は、当市保健福祉部生活福祉第１課、第２課まで申し出てください。

平成26年３月28日

栃木県　　宇都宮市長　佐藤　栄一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～80歳位の男性、身長154㎝、着衣は黒色パーカー、青色長袖作業着（左胸に西武と記名）、黒色長袖徳利セーター、灰色長袖徳利セーター、灰色スラックス、黒色パンツ、腹巻（印鑑在中）

上記の者は、平成26年２月18日午後２時頃、埼玉県児玉郡神川町大字元阿保付近の神流川河川敷内において遺体で発見されたもので、死亡日時は平成26年２月14日頃と推定される。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は神川町で保管してあります。心当たりの方は、当町町民福祉課まで申し出てください。

平成26年３月28日

埼玉県　　児玉郡神川町長　清水　雅之

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、年齢は30歳代以上、身長158㎝から166㎝前後の男性で、着衣は白地に青色横線入りＹシャツ、灰色ズボン、黒色靴下、スニーカー等着用であった

上記の者は、平成25年４月17日、南都留郡富士河口湖町精進550番地111の富士河口湖消防署上九一色分遣所から南東方約400mの青木ヶ原樹海内で発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成24年４月頃から平成24年10月頃の間と推定されます。

２．本籍・住所・氏名不詳、年齢は40歳代以上、身長160㎝、痩せ形、眼鏡着用の男性で、着衣は灰色トレーナー、濃紺色長袖Ｙシャツ、茶色カーゴパンツ、靴下、運動靴等着用であった

上記の者は、平成25年10月27日、南都留郡富士河口湖町西湖2068の青木ヶ原樹海内、風穴売店から北方800mの地点で発見されました。死因は縊死。死亡年月日は平成25年10月中旬から同月下旬死後２日から10日くらいと推定されます。

３．本籍・住所・氏名不詳、年齢は50歳以上、身長は160㎝から170㎝、着衣は白色雨衣、黒色ウィンドブレーカー、白系色パーカー、ズボン様のもの、靴下、運動靴等着用であった

上記の者は平成25年10月28日、南都留郡富士河口湖町西湖2068番地の青木ヶ原樹海内、風穴売店から北方900mの地点で発見されました。死因は不詳（縊死の疑い）。死亡年月日は平成22年から平成23年頃と推定されます。

４．本籍・住所・氏名不詳、年齢は50歳以上、身長160㎝から170㎝の男性で、着衣はジャンパー様のもの、靴下、黒色革靴等着用であった

上記の者は、平成25年10月29日、南都留郡富士河口湖町西湖2068番地の青木ヶ原樹海内、風穴売店から北方880m地点で発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成18年から平成19年頃と推定されます。

５．本籍・住所・氏名不詳、年齢は50歳以上、身長156㎝から166㎝の女性で、着衣は上着様のもの、ズボン様のもの、靴下、白色革靴等着用であった

上記の者は、平成25年10月29日、南都留郡富士河口湖町西湖2068番地の青木ヶ原樹海内、風穴売店から北方約880m地点で発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成18年から平成19年頃と推定されます。

以上５遺体は身元不明につき、平成26年１月29日火葬に付し遺骨は、富士河口湖町納骨堂に安置してありますので、お心当たりの方は、本町福祉推進課まで申し出て下さい。

平成26年３月28日

山梨県　　富士河口湖町長　渡邊　凱保

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢は50歳以上、推定身長165㎝の男性で、着衣は長袖シャツ、ズボン様のもの、ズボン下様のもの、靴下２足（２重履き）、スニーカー等着用であった

上記の者は、平成25年12月３日南都留郡富士河口湖町精進514番地、富岳風穴から南方約2.5kmの青木ヶ原樹海内で発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成20年前後頃と推定されます。

身元不明につき、平成26年２月27日火葬に付し遺骨は、富士河口湖町納骨堂に安置してありますので、お心当たりの方は、本町福祉推進課まで申し出て下さい。

平成26年３月28日

山梨県　　富士河口湖町長　渡邊　凱保

公示送達

栗野都市計画事業下場土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代える公告について

栗野都市計画事業下場土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告する。

平成26年３月28日

栗野都市計画事業

下場土地区画整理事業

施行者　湧水町

代表者　湧水町長　米満　重満

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　熊本県八代市日奈久浜町78番地

氏名　並松　作市

２　通知の内容

栗野都市計画事業下場土地区画整理事業施行地区内のあなたの外24名が所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

記

従前の宅地

所在　湧水町大字木場字田中224番３

地目　宅地

登記面積　109.07平方メートル

仮換地

街区番号　33　画地番号　25　符号　302

位置　別図のとおり

地積　91平方メートル

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年２月３日

仮換地について使用または収益を開始することができる日

別に定めて通知する

（教示）

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、湧水町を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

３　上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別図は掲載を省略し、それらを鹿児島県姶良郡湧水町木場222番地湧水町役場の掲示場所において掲示する。